



第491号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

 徳島市津田海岸町2-33
 電話 (088) 636-1234(代)
 FAX (088) 636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

令和2年度 第10回 理事会を開催

県環境技術センターは、1月27日(水)午後2時から理事10名、監事2名の役員が出席し、令和2年度第10回理事会を開催した。

理事会の議案及び協議・決定事項は以下のとおり。

《協議事項》

議 題	協議内容と結果
1 災害発生時における協力体制について	①県ならびに県内24市町村と締結する災害協定案を提示し、その内容について協議した。 ②センター会員の緊急連絡表(保守点検エリア別、清掃エリア別、会員事務所エリア別)を提示し、その内容について説明した。 今まで協議してきた災害支援の内容については、今後、とくしま浄化槽連絡協議会でも議題となることから、協議会の結果を反映しながら纏めていくこととした。
2 浄化槽関係申請書類の押印廃止について	浄化槽に関連する手続き書類の押印が廃止され、年度内に「徳島県浄化槽事務取扱要領」の改正を行う予定であると県から報告を受けたことを説明した。 理事会では、押印廃止に伴い、別の代替手続きが必要となるなら、今以上に煩雑になるのではとの声があったが、今後、県から示される方針を受けて対応を検討することとした。
3 とくしま浄化槽連絡協議会にかかる課題の検討について	協議会から示された課題のうち、設置者にメリットが生じるような受検率向上策について協議した。 ○適正な維持管理を行う浄化槽に対する修繕費補助制度の創設 ○合併浄化槽転換の助成制度 ○災害被災時の調査や復旧支援 以上のような活動を実現するためには、特定費用準備資金として保有する必要があるとし、継続して協議することとした。
4 令和3年度事業計画案の提案について	令和3年度の事業計画(事務局案)を提出し、事業内容について説明した。新たな事業提案や内容の訂正等については別途受け入れ、それに対応する事業計画案と予算案を次回理事会に提出することとした。

《審議事項》

報告事項	報告内容
1 センターエアコンの見積もり結果について	エアコン相見積もり結果を報告し、最も安価な業者に依頼することが承認された。
2 事務局組織規程の改正について	事務局組織規程の内容が現体制と異なっていたため、変更した内容についての承認を受けた。 (変更内容) 部署名及び職務分掌の変更
3 BOD測定機器導入に伴うフラン瓶の購入について	BOD測定機器(令和3年度に入れ替え)に適合したフラン瓶の見積書を提示し、購入についての承認を受けた。
4 浄化槽技術講習会の開催の是非について	センターが主催する講習会を予定どおり開催することとした。 日程: 令和3年3月5日(金) 会場: 徳島グランヴィリオホテル 内容: ①災害に負けない事業継続力 ②ダイキXH型浄化槽の点検および清掃のポイントについて

《報告事項》

報告事項	報告内容
1 執行理事の業務報告について	12/23～1/19の執行理事の業務報告を行った
2 次回理事会の日程調整について	次回理事会(第11回)の日程を2月25日(木)とした。

全ての議事が終了したため、午後3時45分に閉会した。

コンプライアンス研修 開催

令和2年12月7日(月)及び12月18日(金)、ポリテクセンター徳島 本館1階会議室において「コンプライアンス研修」が開催された。

この講習会は、センター職員のコンプライアンス認識不足により、設置者とトラブルになった案件を例に挙げ、二度とトラブルを発生させないようにするため、全職員を対象に開催したものである。

研修会は、コロナウィルス感染症対策のため、密集を避け、2回に分けて行われた。

研修には、センター職員78名が出席し、講師は以前マナー講習、アンガーマネジメント講習でお世話になった浪越あゆみ先生が行った。

講習内容は、①コンプライアンスの説明、②違反がもたらすリスク、③コンプライアンス違反が起こる原因、④対策方法であり、講習は、日々の事例を取り上げ、ディスカッションを取り入れつつ全員で考える形式であったため、全員熱心に受講していた。


 令和2年
12月7日(月)
の研修

 令和2年
12月18日(金)
の研修


令和2年度 CO₂排出抑制 対策事業費等補助金 471件を受付

(一社)全国浄化槽団体連合会は、2020年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)の交付申請の受付を、令和2年11月30日をもって終了した。

Type2は10月末ですでに受付を終了しているが、Type1の締め切りが11月30日であったため、本年度最終の交付申請額を取り纏めた。

全浄連の資料によると、受付件数471件(昨年度506件)で、うちType1が417件(同458件)、Type2が54件

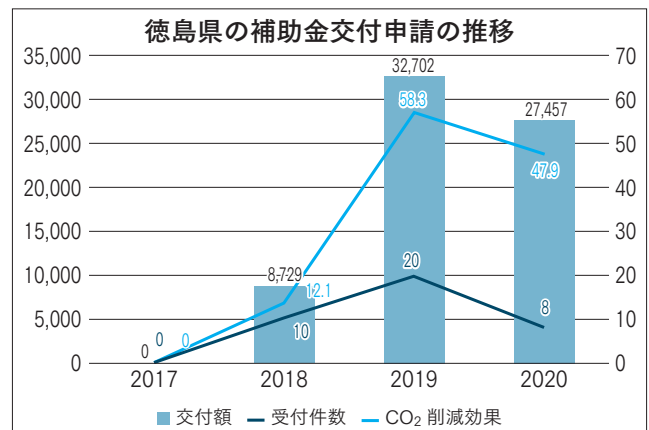
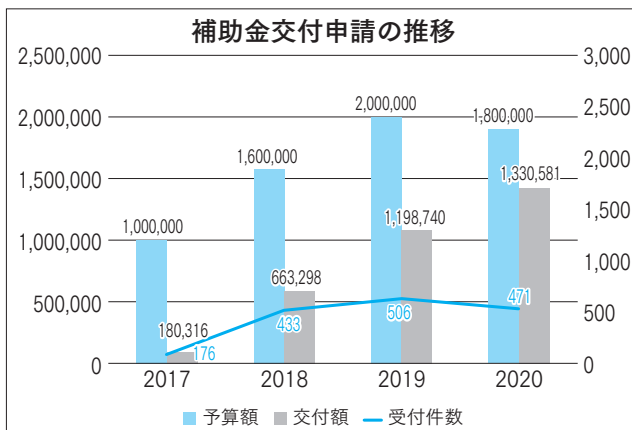
(同48件)であった。補助金交付額は合計1,330,581千円(同1,198,740千円)で、内訳は、Type1が521,094千円(同537,703千円)、Type2が809,487千円(同661,037千円)であった。予算額18億円(同20億円)に対し約73.9%(同60%)の達成率となった。

尚、当センターが本年度受付した徳島県内の事業件数は8件(昨年度20件)で、補助金申請額は27,457千円(同32,702千円)で昨年度対比で5,245千円の減額となった。

内訳は住宅4件、店舗3件、娯楽1件であった。

また、この事業により、徳島県内では、約96,488kwh/年の電気量が削減でき、それに伴う二酸化炭素削減量は47.9t/年の削減効果が見込まれる。

※補助金交付申請件数及び交付額は、11月末現在のもの
で、件数及び交付額については変動する可能性あり



令和3年度 浄化槽関係予算 86億1,300万円に

公共浄化槽更新や環境配慮型事業を拡充

令和3年度の浄化槽推進関係予算は、12月21日に概要要求通り86億1,300万円が閣議決定された。

2年度と比較すると10億円減となるが、この10億円は、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策費に計上されたため、これを省いた額と比較すると同額である。

またメニューの拡充は公共浄化槽の改築・更新・環境配慮型事業の要件にかかる2項目だった。

このうち公共浄化槽の改築は「公共浄化槽等整備推進事業(市町村整備型)等により整備された浄化槽の改築への助成等」によるもので市町村が公共浄化槽等整備推進事業により整備した浄化槽のうち老朽化したものについて、市町村が策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき改築する場合に1/3助成を行う。又、「浄化槽整備効率化事業」に、浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を助成対象として追加する(助成率1/3)。

環境配慮型浄化槽の要件は、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し等」によるもので過疎地域をコンパクトシティとして再編する際に浄化槽の活用を図るため「過疎地域の集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽整備」を同事業の設置要件に算入できるように要件の見直しを行う。併せて東日本大地震により被害を受けた地域の浄化槽整備も同事業の対象とする。

その他、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」は要件の変更なしで令和3年度も同額の18億円を計上。内閣府の「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は地方創生推進交付金の1,000億円の内数として計上された。

また、浄化槽の整備推進にかかる行政経費としては、
○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

……………3億6千万円の内数

○浄化槽対策推進費……………6千8百万円
内訳としては

浄化槽リノベーション事業推進費……………1千5百万円

浄化槽指導普及事業費……………1千8百万円

浄化槽整備推進費……………3千百万円

浄化槽管理士国家試験費……………3百万円

以上が計上された。

浄化槽と50年 編集後記

ご承知のとおり、当センターは、昭和45年（1970年）の「社団法人徳島県浄化装置協会」の設立から数え、令和2年（2020年）3月末で満50歳の大きな節目を迎えました。

それを記念して掲載致しました「浄化槽と50年」は、今回の編集後記をもちまして最終回となりました。

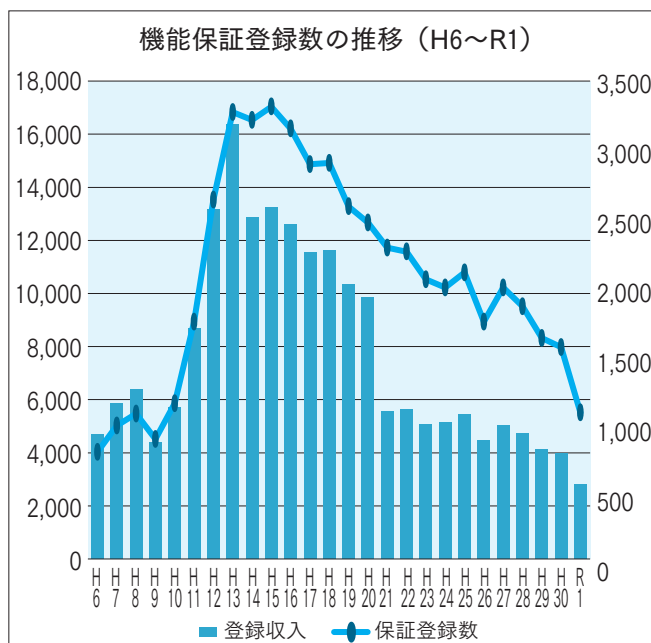
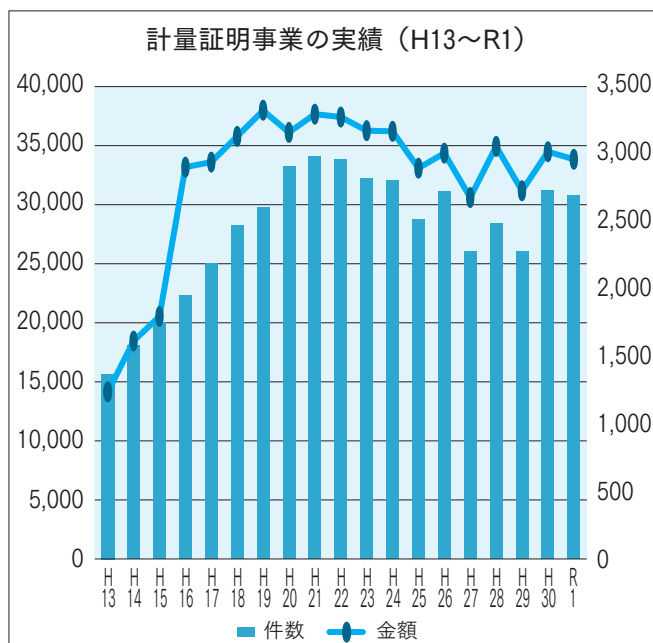
徳島保健所に間借りをし、財政難と混乱を経験した草創期、一斉調査・一斉検査で急成長を遂げた沖浜時代、そして公益認定を受けた法人として安定期を迎えた津田事務所の時代。それぞれの時代で、様々な思い

出が蘇ってきて、今回記事に出来なかった事柄も数多く、鮮明に記憶に残っております。

会員の皆様におかれても、各支部での活動や懇親など、思い出深い出来事があったことと存じますが、50年の長きに亘りお支え頂きましたこと、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げます。

半世紀を経た今、日本全体はコロナ禍による、経済の低迷で厳しい状況が続いており、当分の間、なおこの状況が続くと予測せざるを得ませんが、今後も初代島谷会長を始めとする歴代会長の教を胸に刻み、県民に信頼される公益法人を目指し、一步一步前進したいと思いますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この50年間の主な事業の実績を以下にまとめました。





【問題1】施工問題

浄化槽工事業の知事登録の有効期限は次のうちどれが正しいか一つ選んでください。

- ア. 5年
- イ. 1年
- ウ. 10年
- エ. 3年

【問題2】管理問題

浄化槽管理士の国家試験（一発試験）の受験資格について次のうちどれが正しいか一つ選んで下さい。

- ア. 小学生から老人まで誰でも受験出来る。
- イ. 義務教育を修了したものでなければ受験出来ない。
- ウ. 給排水または浄化槽に関する業務に関しての実務経験が1年以上必要である。
- エ. 浄化槽に関わる業務に3年以上の経験が必要である。

【問題3】一般問題

ごみを減らすためには3つのRが大切です。1つ目のRはReduce（リデュース＝減らす）。2つ目のRはReuse（リユース＝再使用）。では3つ目のRは何でしょう？

- ア. リターナブル
- イ. リサイクル
- ウ. リペア
- エ. リアップ

応募は3月31日までに、①答え、②会社名・氏名、③住所、④電話番号をご記入の上、下記の(1)又は(2)のいずれかの方法でご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に粗品（クオカード）をプレゼント致します。尚、当選は発送をもってかえさせていただきます。

<応募先>

- (1) メールの場合
E-mail: haraoka@tokushima-env.jp
- (2) FAXの場合: 088-636-1122

（公社）徳島県環境技術センター 原岡まで

※お送りいただいた個人情報は粗品の発送のみに利用致します。

水質計量便り

～“いちご”のお話し～

旬を迎えたいろんな種類のいちごが店頭に並び始めました。春の訪れを感じさせてくれるいちごですが、実はとてもトリビアな食べ物でした。

例えば、一般的に「果物」として食べられているいちごですが、農林水産省の分類では「野菜」として扱われ、その中でも果実的な利用をするため、果実の野菜なるものに当てはまるそうです。ちなみに、野菜としての定義は①田畑に栽培されること②副食物となること③加工を前提としないもの④草本性であることだそうです。副食物という点では、いちごはおかずになるのだろうか？と思いますけどね（・・・）。さらに、いちごは野菜だけど、バラ科の多年草にも分類されるのだそうです。不思議ですね。

ところで、私は、いちごの赤い部分が果実で、表面についているつぶつぶは種子だと思っていたのですが、実はこれは間違いでした。

イチゴの赤い部分は、めしべの土台となる花托（かたく）と呼ばれる部分にあたるそうです。つぶつぶの数だけめしべがあるので、その土台として大きく膨らんだ結果だそうです。

そして、花托（かたく）の表面にある種のようなつぶつぶが“果実”なんだそうです。あんなに小さいつぶつぶが実だなんて驚きですね。

それでは種は？というと、もちろんその小さな果実の中に入っているそうです。

つまり、そもそも果実とは、めしべが受粉し成長する子房（しぼう）のことを指しますが、いちごは受粉しても子房（しぼう）がほとんど発達しないまま種ができてしまった植物になるそうです。

最後に、放置したいちごから新芽が発芽した状態のいちごを見たことはありますか？興味のある方は“いちごの発芽”の画像をぜひ検索してみてください。いちごの表面に並んだつぶつぶの実、その中の種から新芽がびっしりと生えた姿は…（°Д°；）。by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和3年3月9日～令和3年3月31日
地区：藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、阿波市、吉野川市、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市

○7条検査

日程：令和3年3月9日～令和3年3月31日
地区：徳島市

○那賀町検査（らくらくあんしん協議会）

日程：令和3年3月9日～令和3年3月31日
地区：那賀町全域

○神山町検査（神山町きれいな水づくり協議会）

日程：令和3年3月9日～令和3年3月31日
地区：神山町全域

